

第 1 1 章 産業廃棄物処理施設の検査分析

1. 概要

廃棄物とは、占有者が自分で利用し他人に有償で売却したりできないために不要となった固形状又は液体のものをいい、一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。

廃棄物処理法では、産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃棄物(20種類)等)を定義し、それ以外の廃棄物を一般廃棄物とといいます。

産業廃棄物処理施設とは、設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全及び周辺施設への配慮が必要な施設として廃棄物処理法施行令第7条の各号に規定する中間処理施設(産業廃棄物を埋めて処分する前に、分別・減容・無害化・安定化などの処理をする設備を備えた施設)及び最終処分場(廃棄物を埋めて処分する場所)のことです。

本市内には、産業廃棄物中間処理施設及び産業廃棄物最終処分場があります。

本市では、これらの産業廃棄物処理施設による環境汚染を測定するために、水質調査を定期的実施しています。

なお、水質調査を行っている産業廃棄物最終処分場は、市内に3箇所あります。

2. 産業廃棄物最終処分場の検査分析

(1) 産業廃棄物最終処分場の地下水観測井戸等の水質検査

処分場の地下水観測井戸(3箇所)の水質検査をしたところ、有害物質は基準値以下でした。

(2) 産業廃棄物最終処分場周辺の地下水汚染検査

令和2年度に処分場(栃木県処分場を含む)周辺の一般家庭井戸11箇所の水質検査を行ったところ、産業廃棄物最終処分場からの影響はありませんでした。